

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月30日から同年7月1日まで

私は昭和35年3月1日にA社に入社し、会社商号の変更や勤務事業所の変更はあったものの、平成9年12月31日に退職するまで、同社に継続して勤務していた。ところが、オンライン記録では、同社本社から、同社B支店に転勤時の期間である昭和40年6月が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が発行した在職証明書及び同社が保管する社員名簿から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和40年7月1日にA社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤った可能性があるとは回答している上、事業主が資格喪失日を昭和40年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年6月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納

入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を121万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月27日

A事業所から支給された申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、国（厚生労働省）の記録では、当該期間は年金給付に反映されていない。申立期間を年金給付に反映される期間としてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した申立人に係る給与明細書（賞与）及び給与改定による差額支給明細書、並びに申立人が所持する申立人名義の普通預金通帳の写しから、申立人に対し、平成17年12月9日及び同年12月27日に賞与及び給与改定による賞与に係る差額がそれぞれ支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、給与明細書等に記載されている賞与額及び厚生年金保険料控除額から、121万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年1月4日に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から10年3月まで

申立期間の保険料については、全額免除申請を行い、平成15年頃にA社会保険事務所（当時）において全額追納した。このことは、20年に受けた年金記録回答票にも間違いがある旨記載して返答した。全額追納したとき、元妻の過年度分保険料も同時に納付しており、領収書も受け取った記憶があるので、記録が残っていると思うし、同時に納付した自分の保険料納付についての記録も残っているはずである。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年頃に全額免除期間の保険料額を電話で確認し、15年頃に申立人名義の銀行口座から現金を引き出し、A社会保険事務所において申立人の元妻の過年度保険料と併せて納付したと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、オンライン記録によると、申立人が申立期間の保険料を免除申請していたことは確認できるものの、当該保険料の追納を申し出た記録は無い。

また、オンライン記録において、申立人自身の申立期間に係る保険料と併せて、納付したと主張する申立人の元妻の平成14年2月から同年7月までの期間の過年度保険料（7万9,800円）が16年3月17日に現金により一括納付された記録が確認できることから、同年3月17日の領収済通知書つづり及び関係書類を確認したところ、元妻に係る領収済通知書は確認できたものの、申立人に係る同通知書は無く、その事務手続に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人は「自身と元妻の未納保険料を払うために自身の銀行口座から20万円から30万円を出金した。」と主張しているものの、申立期間及び元

妻の平成16年3月17日に現金により一括納付された保険料の合計金額は、42万7,800円（追加加算率を含まない。）である。

加えて、申立人は、「未納保険料を払うため20万円から30万円を出金した可能性がある銀行口座は、B銀行C支店、同行D支店及びE銀行F支店のいずれかのものであるかもしれない。」と供述したため、これら各支店に係る申立人の銀行口座の預金異動明細（平成15年12月1日から16年3月末日までの期間）を調査した結果、B銀行C支店の口座から、平成16年3月17日に11万1,000円が引き出されていることが確認できるものの、他の銀行口座を含め、その前後において申立期間及び申立人の元妻の同年3月17日に現金により一括納付された保険料の合計金額を納付するために必要な金額が引き出された形跡は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年3月まで

学生の間は国民年金の保険料を納付しなくても大丈夫と聞いていたので納付しなかった。しかし、勤めてから、年金は初めから保険料を納めていないともらえないと聞いて不安になり、後にすぐに納付したので、申立期間の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「学生の間は国民年金の保険料を納付しなくても大丈夫と聞いていたので、納付しなかった。しかし、勤めてから、年金は初めから保険料を納めていないともらえないと聞いて不安になり、母親に加入手続を依頼し、送付されてきた支払通知書により母親が納付したはずである。」と主張しているところ、申立人の基礎年金番号は、同番号制度が発足した平成9年1月1日に、申立人が、6年4月1日に被保険者資格を取得した厚生年金保険の記号番号が付番されたことが確認でき、この時点を基準にすると、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとするその母親の当時の記憶は曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から同年11月まで

父親が、自身の転職時に国民年金保険料を納付することができなかったことから、私には、きちんと国民年金の加入手続をするように言っていた。このため、私は平成3年7月に会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、毎月送られてきた納付書により金融機関で保険料を納めていた。

申立期間が未加入とされており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳を見ると、初めて国民年金被保険者となった日として、平成7年7月29日と記載されていることが確認でき、この記録は、オンライン記録と一致していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、毎月送られてきた納付書により、金融機関の窓口で国民年金保険料を納付したと主張しているが、A市は、「当時、現年度の保険料について、毎月、納付書を送付したことは無い。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける事情はうかがえない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年12月14日から29年5月24日まで  
② 昭和30年2月1日から34年8月24日まで

年金記録によると、A事業所で脱退手当金を受給したことになっているが、受け取った覚えが無い。その前に勤務していたB事業所で脱退手当金を受給していないのに、A事業所の分のみ脱退手当金を受給したとされていることに納得できない。年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前の期間(昭和19年10月1日から21年2月25日まで。以下、同じ。)については、B事業所における厚生年金保険被保険者期間として記録されているにもかかわらず、申立期間について脱退手当金を受給した記録になっているが、受け取った覚えが無いので記録の訂正をしてほしいと主張しているところ、オンライン記録上は、同事業所における厚生年金保険被保険者資格が確認できる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立期間前の期間についても脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認でき、その脱退手当金は申立期間前の期間の厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算し、支給額に計算上の誤りは無く、B事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から21か月後の昭和22年12月15日に支給決定されていることが確認できることから、その後実施されたオンラインシステムへの切替時において、申立期間前の期間について脱退手当金の支給記録が収録されず、当該期間が厚生年金保険被保険者期間として記録されているものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る脱退手当金は申立期間の厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算し、支給額に計算上の誤り

は無く、A事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から13か月後の昭和35年10月22日に支給決定されていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日の前月の昭和35年9月に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されており、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年頃から 64 年頃まで  
申立期間について、A事業所で働いていた。記憶が不確かな部分もあるが、厚生年金保険料を控除されていたと思うので年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A事業所に勤務し、給与明細書等の資料は無いものの、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので年金記録を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、A事業所は、「申立人は、同業者のB事業所で働いており、当事業所に、商品が入荷した時々、C業務を頼んでいた方であった。また、当事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 10 年 3 月であり、申立期間当時は厚生年金保険には加入していなかった。」と回答しているところ、オンライン記録において、同社は同年 3 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、B事業所の現在の事業主は、「申立人は、申立期間頃に当事業所で働いていたが、従業員は両親を含め 4 人から 5 人程度の小さい事業所であり、開業以来、厚生年金保険の適用事業所になったことは無い。」と回答しているところ、オンライン記録においても、同事業所が適用事業所であったことは確認できない。

さらに、申立人は、「A事業所には、DでEに乗り換え、Fまで通勤していた。」と供述しているところ、A事業所はG駅が最寄駅である上、B事業所は、当時から、F駅から徒歩 1 分の場所に所在していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月19日から3年1月1日まで

平成22年7月に日本年金機構から送られてきた「厚生年金加入記録のお知らせ」には、「ねんきん特別便」には記載されていなかったA社に係る被保険者記録及び標準報酬月額が朱書きで記されている上、漏れや誤りがある可能性があるため、特に注意して確認するように、とも記載されており、当時の給与明細書が出てきたので、B年金事務所へ相談に行ったところ、過去に遡って正しい額に訂正されると説明を受けたので、記録の訂正を申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人の人事記録を見ると、厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、平成元年2月19日である。」と回答していることから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人に係るオンライン記録を見ると、i) 資格年月日：平成元年2月19日、原因：再取得、報酬月額：9万8,000円、処理年月日：平成5年2月23日、ii) 資格年月日：平成元年10月1日、原因：算定、報酬月額：9万2,000円、処理年月日：平成5年2月23日、iii) 資格年月日：平成2年10月1日、原因：算定、報酬月額：8万円、処理年月日：平成5年2月23日、と記録されており、当該処理日においては、申立期間の保険料を徴収する権利は、厚生年金保険法第75条本文の規定により時効により消滅していたため、当該期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間であるとして「75条該当」と記録されている。

また、申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人は、「平成5年2月頃に、総務課長から、『入社時の総務課長があなたの年金加入手続を忘れていたので、過去の保険料も遡って28万円負担してもらうことになる。』と言われ、それに応じた。」と供述しているところ、申立人の夫が当時書き留めたとするメモには、「追徴納付金 ¥561,827、会社負担額 ¥281,127、本人負担 ¥280,700、納付期限 3/10」の記載が確認でき、その金額は3年1月から5年1月までの期間の健康保険料及び厚生年金保険料並びに元年10月から2年1月までの期間の雇用保険料の金額と一致しており、申立期間の厚生年金保険料は含まれていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

A事業所で正職員として平成 19 年 2 月末日まで勤務していた。しかし、私の年金記録を見ると、同年 2 月が未納と記録されており、不思議である。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所が発行した退職証明書に、「退職日 平成 19 年 2 月 28 日」と記載されていることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は退職日の翌日である同年 3 月 1 日となるべきであると主張している。

しかしながら、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を見ると、資格喪失年月日は平成 19 年 2 月 28 日と記載されている上、雇用保険の被保険者記録とも一致している。

また、A事業所の事業を承継したB事業所の担当者は、「平成 19 年 2 月 28 日を退職日とした退職証明書を申立人に交付した理由は不明であるが、月末に被保険者資格を喪失した職員の給与からは、退職月の厚生年金保険料を控除していない。」と回答しているところ、同事業所が保管する平成 19 年分賃金台帳及び給与支払報告書を見ると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで  
国（厚生労働省）が記録している A 社における厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与月額と相違している。調査をして年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間のうち、平成 16 年 12 月から 19 年 9 月までの期間については、A 社が保管する賃金台帳及び B 市が発行した申立人に係る市県民税課税証明書の記載内容から、オンライン記録の標準報酬月額を超える等級に該当する報酬月額が申立人に支給されているが、厚生年金保険料控除額に関しては、オンライン記録の標準報酬月額を基に算定した金額が控除されており、支給された報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

また、平成 17 年度、18 年度及び 19 年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届には、申立人に係る報酬月額が 32 万円と記載されていることから、事業主は、賃金台帳で確認できる報酬月額を届け出ていることが確認できる。

さらに、事業主も、標準報酬月額に係る一連の事務処理に関して不備があったことは認めているものの、「厚生年金保険料の控除額に関しては、オンライン記録の標準報酬月額に基づいて算定した保険料控除を行っており、実際に支給した報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行っていない。」と回答している。

加えて、複数の同僚が所持する各自の給与明細書を見ると、支給された報酬月額は、申立人と同様、オンライン記録の標準報酬月額を超える等級に該当する報酬月額が記載されているが、厚生年金保険料控除額に関しては、オンライン記録の標準報酬月額を基に算定した金額が控除されていることが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成12年3月から16年11月までの期間については、申立人から給与明細書の提出が無く、A社も16年11月以前の賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人に係る当該期間の保険料控除額及び報酬月額については確認できないほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 1 日から 20 年 3 月 1 日まで  
国（厚生労働省）が記録している A 社における厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与月額と相違している。調査をして年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間について、申立人が所持する給与明細書及び A 社が保管する賃金台帳から、オンライン記録の標準報酬月額を超える等級に該当する報酬月額が支給されているが、厚生年金保険料控除額に関しては、オンライン記録の標準報酬月額を基に算定した金額が控除されており、支給された報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

また、平成 17 年度、18 年度及び 19 年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届には、申立人に係る報酬月額が 21 万 500 円と記載されていることから、事業主は、給与明細書及び賃金台帳で確認できる報酬月額を届け出していないことが確認できる。

さらに、事業主も、標準報酬月額に係る一連の事務処理に関して不備があったことは認めているものの、「厚生年金保険料の控除額に関しては、オンライ

ン記録の標準報酬月額に基づいて算定した保険料控除を行っており、実際に支給した報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行っていない。」と回答している。

加えて、複数の同僚が所持する各自の給与明細書を見ると、支給された報酬月額は、申立人と同様、オンライン記録の標準報酬月額を超える等級に該当する報酬月額が記載されているが、厚生年金保険料控除額に関しては、オンライン記録の標準報酬月額を基に算定した金額が控除されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。